

(4) 児童福祉

事例1 登園を自粛するよう迫られたことに納得がいかない

【苦情申立て内容】

申立人の子（以下「子」という。）は、私立保育園（以下「園」という。）に通っています。子は、アトピー性皮膚炎が悪化したことを理由に園長から登園自粛要請があり、園を休んだことがありました。また、園から「子が皮膚をかいて血が出てしまい、保健衛生面、他児への保育に影響が出ている」と言われ、保育時間短縮の要請があり、応じたこともありました。

その後、申立人の夫も出席を要請された面談があり、クラス担任からは「軟膏塗布のため子の体を押さえつけることが虐待に当たるとのではないかと不安」、園長からは「子は、健康で集団生活ができる子どもではない、出血する状況では預かれない」等話がありました。子がどういう状態なら登園可能なのか園からは明確な回答はなく、子が登園できるための前向きな提案はもらえませんでした。

登園自粛要請は園側の判断のみで行われ、「出血が止められないなら園を休んでもらうしかない」という一方的な園の方針で転園せざるを得ない状況に追い込まれました。申立人は、園の対応に納得ができず、苦情を申し立てました。

担当 三輪 清子

【調査の結果及び福祉オンブズマンの所見】

園は、子のアトピー性皮膚炎の悪化により、かきむしりによる出血、それにとともなう血液感染のリスクから、集団生活が難しいとの判断で、申立人に登園自粛及び保育時間短縮の協力を依頼しました。保育サービス課では、登園自粛について、感染症にかかっているのか不明な状態であったとしても、感染症対策ガイドラインにある「登園を控えるのが望ましい場合」の例に該当するなど、保育園が集団保育は難しいと判断した場合は、保護者に登園自粛や保育時間短縮を求めることはやむを得ないという認識を示しています。園長が申立人に登園自粛の協力をお願いしたのは、やむを得ない状況であると判断したためであるということは理解できます。

一方、子が、かゆみが強く手で患部をかいてしまうなど出血が止まる予測が立たない場合は、いつになったら保育園に登園できるのか分からず、申立人が不安に思ったことも理解できます。また、申立人は「一方的な園の方針」により登園自粛を要請されたと捉えていることから、園からの登園自粛についての丁寧な説明が不足しており、申立人との合意形成が不十分であったのではないかと考えます。保育サービス課はアレルギー対応ガイドラインのとおり「アトピー性皮膚炎について保育園での対応が必要な場合は、医師が記入する『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』（以下「生活管理指導表」という。）を活用し、保護者と話し合いながら保育園でできる対応を行うことが望ましい」としています。しかし、園では「食物アレルギーについては生活管理指導表で対応しているが、アトピー性皮膚炎につ

いてはアレルギー対応ガイドラインに沿った対応をすべきという認識はなく、生活管理指導表での対応はしていない」ということが福祉オンブズマンの調査で明らかになりました。園は、子の症状が悪化したのなら保護者に生活管理指導表の提出を求め、生活管理指導表を用いて子の対応について両者で話合う必要があったと福祉オンブズマンは考えます。

また、子の担任の「軟膏塗布のための対応が虐待にあたるのではないか」という不安は、園の職員の保育方法に由来するのではないかと福祉オンブズマンは考えます。まずは、保護者に対して、上述にある不安を感じながら子に対応していることを説明し、対応への理解を得ることが必要だったのではないのでしょうか。そのうえで、園は職員に対して、アトピー性皮膚炎がある児童への対応について、研修を受講させるなど保育技術の向上を図る必要性があったのではないかと思います。

保育サービス課では、毎年度区内の保育園に対し、保育園に対する区の指導検査の説明会を行い、保育実施に関して留意すべき事項等を周知しており、アトピー性皮膚炎についても園はアレルギー対応ガイドラインに沿った対応をすべきと考えているとのことでした。しかし、実際には園ではこのようには認識されていなかったことから、周知や説明が十分ではないことが考えられます。

区内の保育園には、アトピー性皮膚炎を含むアレルギー疾患の児童は一定数いると推測します。本件を踏まえ、説明会でもアトピー性皮膚炎を含むアレルギー疾患への対応について、もう少し丁寧な説明をしていただきたいと思います。

【申入れの事項】

- (1) 園は、アレルギー対応ガイドラインを再確認し、アレルギー疾患を有する児童の保育において生活管理指導表を活用するなどして、保護者と話し合いの機会を持つことを検討すること。
- (2) 園は、アトピー性皮膚炎を含むアレルギー疾患を有する児童への対応についての研修を行うなど、職員の専門的知識及び保育技術の向上に取り組むこと。
- (3) 園は、保育内容に不安や疑問が生じた時は保育サービス課に相談するなど、第三者の意見を取り入れるようにすること。
- (4) 保育サービス課は、指導検査の説明会や園長会などの機会をとらえて、アレルギー対応ガイドラインの周知に努めること。

【申入れの結果】

- (1) 園は、職員全員で苦情申立ての詳細の共有とアレルギー対応ガイドラインの再確認を行い、「生活管理指導表」の活用やアレルギー疾患への対応について検討します。
- (2) 園は、アレルギー疾患を有する児童、保護者に専門性をもって対応できるよう嘱託医の指導や園内外研修等で知識及び保育技術の向上に努めます。
- (3) 園は、今後も嘱託医や保育サービス課に相談し、指示及び見解を仰ぎます。
- (4) 保育サービス課は、アレルギー対応ガイドラインに関し、年度初めや例月の施設長会及び集団指導講習会等の機会を捉え周知徹底するとともに、個別事案に係る相談においても、保育園の理解度に合わせガイドラインの活用を意識づける助言、案内に努めます。